

(1)「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

< 制定：平成 26 年 3 月 26 日，公布：平成 26 年 3 月 28 日，施行：平成 26 年 10 月 1 日 >

区分	項目	規定する内容
前文		全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第 1 章 総則	第 1 条 目的	- この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 - 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 - 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第 2 条 定義	「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義
	第 3 条 基本理念	- 個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 - 社会活動への参加，地域社会における共生 - 県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第 4 条 県の責務	障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第 5 条 市町村への要請及び支援	- 県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 - 県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施
	第 6 条 県民の責務	- 県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 - 障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進
	第 7 条 財政上の措置	県の財政上の措置
第 2 章 差別の禁止	第 8 条 障害を理由とする差別の禁止	- 障害のある人に対する不利益の扱いを禁止 - 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供
	第 9 条～第 16 条 分野別の差別の禁止	福祉サービス，公共的施設，交通機関など 9 分野における障害を理由とする「不利益の扱い」の禁止
第 3 章 差別をなくすための施策	第 17 条及び第 18 条 差別事案に関する相談体制	- 県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 - 県が相談員を設置できることを規定
	第 19 条 附属機関の設置	- 差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 - 所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） - 障害者差別解消法第 17 条第 1 項による協議会
	第 20 条～第 23 条 差別事案に関する紛争解決制度	- 知事の附属機関によるあっせんの実施 - 知事による勧告及び公表の実施
	第 24 条及び第 25 条 普及啓発活動	障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第 4 章 雑則	第 26 条 規則への委任	条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定
附則	施行日時	- 平成 26 年 10 月 1 日施行 - 施行後 3 年を目処として検討

(2) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あつせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）での位置づけ

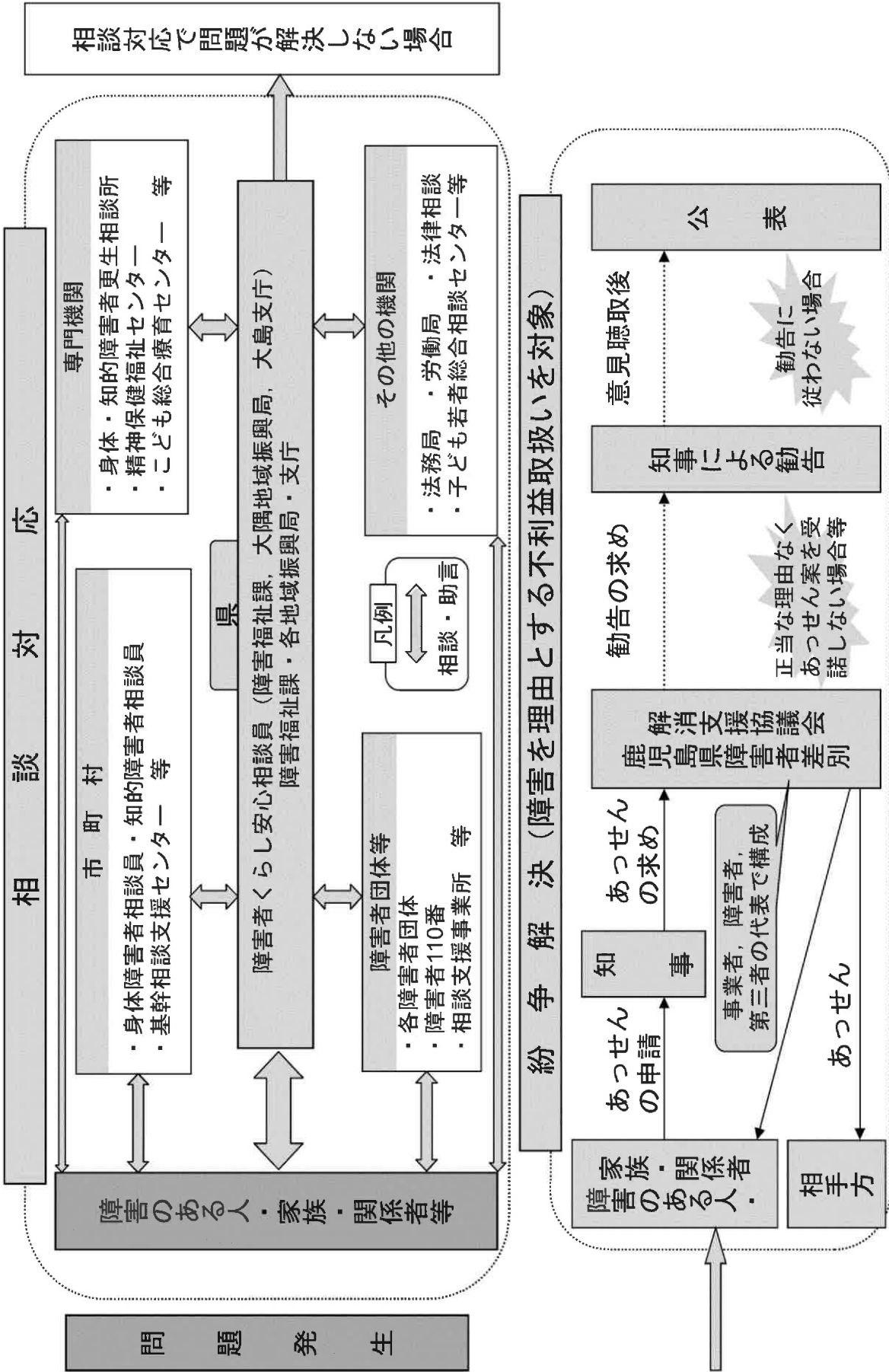
障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組 織	・ 委員は22人以内 ・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命 ① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者 ② 関係行政機関の職員 ③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者 ④ 学識経験者
任 期	・ 2年
会 長	・ 会長は委員の互選により定める
会 議	・ 会議は、委員の過半数の出席により開会 ・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する
部 会	・ あつせんを行うための部会を置く ・ あつせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする ・ 部会に属すべき委員は、会長が指名 ・ 部会長は、会長が指名

障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制（第17条～第23条）



(3) 障害者差別解消に関する内閣府資料

内閣府 障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」

窓口の概要

つなぐ窓口は、障害者差別解消法に関する質問に対して回答することや、障害を理由とする差別に関する相談事案を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口へ円滑につなげるための調整・取次を行うことを目的に設置しています。

つなぐ窓口と自治体・各府省庁等の相談窓口は連携して、障害者に対する差別の解消に向け、公正・中立な立場で、障害者・事業者双方の間に立ち、両者の相互理解や建設的対話を促しながら、事案の解決に努めます。

こんな方におすすめ！



どこの相談窓口
に相談すれば良いか
分からない。



過去に相談した際に、
相談先から別の相談先を紹介
されることが繰り返されて、
結局相談できなかった。



平日は学校・仕事で今まで
相談ができなかったが、
まずは話を聞いてみたい。



障害があるので、お店に配慮や
お願いしたいことがあるが、
どうすれば良いか分からない。



障害をお持ちの方への
合理的配慮の提供について、
何をすれば良いか分からない。

相談先

※つなぐ窓口からお送りしたメールが相談者様に届かない場合がございます。
フォームやメールでのお問い合わせから3営業日を過ぎても返信が無い場合は
他のメールアドレスにて再送いただくか、お電話や電話リレーサービスからご相談ください。



電話で
相談する

0120-262-701



フォームで
相談する

相談フォーム >



メールで
相談する

info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

下のボタンを押すと、通訳オペレータを通じて手話で「つなぐ窓口」へ電話ができます。(外部リンク)



電話リレー
サービス

手話で電話する

利用方法: [手話リンクについて](#)をご覧ください。
電話リレーサービスについて: [電話リレーサービスとは](#)をご覧ください。

「つなぐ窓口」による相談対応の基本的な流れ



障害者差別に関する相談件数

1 差別に関する相談件数（令和3年度～令和7年度）

(1) 障害種別

※R3.4～ R7.9

		R3	R4	R5	R6	R7	計
身体 障害		6	1	4	5	2	18
	肢体不自由	5		3		1	9
	視覚	1					1
	聴覚		1		3	1	5
	内部障害			1	2		3
知的障害		2		1			3
精神障害（発達障害含む）		1	5	3			9
その他		1		2	1		4
計		10	6	10	6	2	34

- ・ 相談種別ごとの相談件数については、「肢体不自由」・「精神障害（発達）」「聴覚」の順に多くなっている。

(2) 場面

	R3	R4	R5	R6	R7	計
福祉サービス						0
医療			1			1
販売・サービス	1	1	3	1		6
労働・雇用	1	1	2			4
教育	2	2				4
公共的施設			3		1	4
交通機関	1			1		2
不動産取引		1	1			2
情報の提供など	2			3	1	6
その他	3	1		1		5
計	10	6	10	6	2	34

- ・ 差別が発生した場面については、「販売・サービス」「情報の提供」が多くなっている。

令和6年度

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット，ポスター，県ホームページ

※ 改正障害者差別解消法（事業者による合理的配慮の義務化）の周知

- ・ 県ホームページ
- ・ 事業所の会合等における周知（4月～）
- ・ デジタルサイネージ「わが街NAVI」掲載（5月～）
- ・ 新聞2紙「県政インフォメーション」（6月）
- ・ 情報誌「労働かごしま」（6月）

2 事業所等の研修会等での説明（4件）

- ・ 県歴史・美術センター黎明館職員研修（展示解説員等対象）
- ・ 小売店舗店長研修会
- ・ 社会福祉法人職員研修への出前セミナー
- ・ 中学校職員研修

3 事業所等への個別訪問

- ・ 訪問件数 369件
- ・ リーフレット送付件数 163件

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況（各1名）

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	電話：099-286-5110 Fax：099-286-5558	午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	電話：0994-52-2108 Fax：0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	電話：0997-57-7222 Fax：0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

相談対応	障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
	286	227	55	568
延べ対応回数	不利益取扱い	0	0	0
	合理的配慮	0	3	6
	その他	286	224	49
				559

※ 延べ対応回数には，継続相談への対応を含む。

※ 相談員不在時に他職員が対応した件数を含む。

3 相談対応の具体的な相談事例

(1) 合理的配慮の相談事例

○ 商品の販売及び役務の提供

	相談者	年代	70代	性別	男	障害種別	内部障害
内容	数年前、スーパーで買い物しているとき、身体障害があり重い物を持てないので、ヘルプカードを提示して「運んでほしい」とスタッフに相談したが、「うちでは使えません」と断られた。ヘルプカードはどんな時に使うものなのか。						
対応希望	事業所に対する啓発						
対応結果	ヘルプカードは、外見では健康に見えても、配慮を必要としている方が使うものであることを説明。日頃の啓発活動では「ヘルプマーク・ヘルプカードを携帯している方が困っている様子であれば声をかけるように」と伝えていることを説明。 当該スタッフはヘルプカードを知らなかった可能性があることから、今後このようなことがないように、該当店舗で啓発活動を行うことを伝えた。 後日、当該店舗を訪問し啓発活動を実施した。						

○ 交通機関の利用

	相談者	タクシー事業者
内容	車椅子を利用する肢体不自由の高齢者が乗車する際に、身体介助や配慮等を求められるが、乗務員には介護の知識もなく、責任が持てない。	
対応希望	対応方法の教示	
対応結果	介護保険制度を使うことで解決できる場合もあるため、該当市町村の担当課や包括支援センターに相談するよう助言した。	

○ 情報の提供及び受領

	相談者	年代	40代	性別	女	障害種別	聴覚障害
内容	講演会やイベントに手話や要約筆記の情報保障があるのか問い合わせたところ「ありません」との回答だった。						
対応希望	合理的配慮についての周知						
対応結果	主催者へ合理的配慮に関する相談があった旨を連絡するとともに、代替手段の検討と丁寧な説明の必要性について啓発した。 相談者には、主催者からの回答とともに、県としても周知啓発に努める旨伝えた。						



助け合いのしるし
ヘルプマーク

配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を作成し、普及に取り組んでいます。

電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

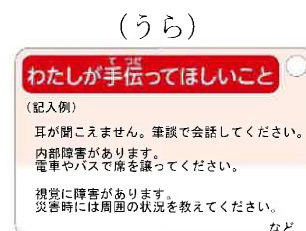
あなたの支援が必要です「ヘルプカード」

「ヘルプカード」は、障害などで困っている人が周りに助けを求めるためのカードです。

カードに配慮してほしいことや手伝ってもらいたいことを記入しておき、いざというときに提示することで「支援が必要な人」と「支援ができる人」をつなげます。

「ヘルプカード」には、裏面に手助けしてほしいことが書かれています。

あなたのできる範囲での手助けをお願いします。



●下記の場所で、ヘルプマーク・ヘルプカードを必要とする方に配布しています。

- ・市町村窓口
- ・県地域振興局
- ・県支庁・事務所
- ・ハートピアかごしま
- ・県障害者支援室

●問い合わせ先

鹿児島県くらし保健福祉部
障害福祉課障害者支援室
地域生活支援係
電 話 099-286-2746
FAX 099-286-5558

令和7年度

(令和7年4月～令和7年9月)

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット、ポスター、県ホームページ

- ※ 改正障害者差別解消法（事業者による合理的配慮の義務化）の周知
- ・ 県ホームページ
 - ・ 情報誌「労働かごしま」（4月）
 - ・ 市町村広報誌用メールでの配信（4月）
 - ・ パンフレットの設置（県庁、県立図書館、鹿児島市立天文館図書館）

2 事業所等の研修会等での説明（令和7年9月末現在）

- ・ 訪問看護事業所への出前セミナー
- ・ 鹿児島県公立文化施設連絡協議会研修会（宝山ホール）
- ・ 令和7年奄美地区身体障害者相談員協会研修会
- ・ 高等学校生徒を対象とした出前セミナー

3 事業所等への個別訪問（令和7年9月末現在）

- ・ 訪問件数 218件
- ・ リーフレット送付件数 43件

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況（各1名）

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	電話：099-286-5110 Fax：099-286-5558	午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	電話：0994-52-2108 Fax：0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	電話：0997-57-7222 Fax：0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況（令和7年9月末現在）

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
延べ 対応 回数		129	99	26	254
	不利益取扱い	0	0	0	0
	合理的配慮	1	0	3	4
	その他	128	99	23	250

※ 延べ対応回数には、継続相談への対応を含む。

※ 相談員不在時に他職員が対応した件数を含む。